

入札公告（物品の製造）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月1日

支出負担行為担当官
東京航空局長 大辻 統

1. 履行概要

- (1) 契約件名
東京国際空港警備設備（陸上部）（製造・設置・調整）（令和8年度～令和9年度）
- (2) 引渡場所
東京国際空港
- (3) 履行内容等
別紙のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日の翌平日から令和10年3月17日まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官東京航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。
また、本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (6) 建設リサイクル法対象案件
本案件は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた案件である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のA又はB等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。
- (8) 3(2)により入札説明書等を直接入手した者であること。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
東京航空局総務部契約課
TEL 03-6880-1505

(2) 入札説明書の交付方法

- (a) 入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和8年4月17日までとする。交付期間以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/files/20-240202-02.pdf>

- (b) やむを得ない事由により、(a)の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。交付期間は、本日より令和8年4月17日（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分までとする。

(3) 仕様書及び設置仕様書の交付方法

仕様書及び設置仕様書は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した者に対してのみ貸与する。その交付方法は下記(b)による提出があった者に対し、メール返信により当局から仕様書及び設置仕様書を貸与することとする。

「守秘義務の遵守に関する誓約書」受付期間は本日より令和8年4月20日12時00分までとする。期限日以降の提出は認めないものとする。

仕様書及び設置仕様書の貸与を受けていない者は、「競争参加資格を満たしていない」ため、入札への参加を認めない。

(a) 守秘義務の遵守に関する誓約書入手方法

交付場所：以下のURL参照

東京航空局 HP：契約情報 > 入札公告等 > 東京航空局発注分 入札公告・公示情報 > 当該件名に係る申請様式

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/contract/announcements/notices/notices-tcab.html>

(b) 提出方法

入札説明書7. (1) ②記載のアドレスあてに誓約書を提出すること。

メール件名については、必ず「誓約書提出：東京国際空港警備設備（陸上部）（製造・設置・調整）(令和8年度～令和9年度)仕様書貸与希望」とすること。

(4) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえで、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年4月20日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

- (5) 入札書の提出期限
- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、令和8年5月12日 0時00分から、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年5月19日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。
- (b) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。
- (6) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
- (7) 開札日時及び場所
令和8年5月20日 14時30分 3. (1)に集合すること。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札参加者に要求される事項
開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。
- (4) 競争参加資格の確認
本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(8)に掲げる事項を満たしている時は、開札時において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。
但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において2. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (5) 入札の無効
2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (6) 入札方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (7) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) その他詳細
入札説明書による。

[入札公告：別紙]

件名：東京国際空港警備設備（陸上部）（製造・設置・調整）（令和8年度～令和9年度）

発注概要：東京国際空港の旅客ターミナルビル延伸工事に伴い、警備設備（状況監視カメラ等）の製造・設置・調整を行うものである。

- 以下の機器を製造する。

・状況監視カメラ	11式
・伝送制御装置（状況監視）	4式
・端子箱	6式
- 上記製造品等の設置及び付帯する配線等の敷設を行う。
- 上記製造品等を既設警備センター装置に接続し、調整作業を行う。

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

- 次に掲げる業務実績（履行中のものは除く。）を有する者であること。
 - 平成23年4月1日以降公告日までに完了した「警備設備の構成品※」を製造し、納入した実績（契約）を有する者であること。

※「警備設備の構成品」とは、監視カメラ、伝送制御装置、のいずれかをいう。
- 調達物品に対し、仕様書に基づく製造等を行える者であること。
 - 調達物品の設計及び製造を行うために必要な組織体制を有すること。
 - 調達物品の製造計画等が適切であること。
- 調達物品に対し、仕様書に基づくアフターサービスが整備された者であること。
 - 不具合が発生した場合の連絡体制が常時整っていること。
 - 不具合が発生した場合の技術者派遣要請に対し、72時間以内に技術者を派遣できること。
 - 構成部品の供給について、最低10年間可能であり、6ヶ月以内に納入場所へ供給できること。
- 調達物品に対し、品質管理体制が整備された者であること。
 - 品質管理部門の組織体制、品質管理に関する社内規定等が整備されていること。